平成２８年（フ）第１８８号
東京都足立区本木２丁目26－７－102
破産者　西岡　拓次
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８号
東京都練馬区豊玉北３丁目４番８号　ＳＴＲＡＴＡ・Ｄ－08号
破産者　株式会社ドリクス
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９号
東京都練馬区貫井２丁目１－９－202、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉北３丁目４－８　ＳＴＲＡＴＡ・Ｄ－08
破産者　阿部　祐助
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２号
東京都世田谷区東玉川２丁目18番２号
破産者　有限会社ディーアンドピー
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６３号
埼玉県川越市南大塚４丁目13－７－506
破産者　太田　三郎
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６９号
東京都葛飾区亀有３丁目10番５－604号
破産者　有限会社ヒロエ
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０号
東京都葛飾区亀有３丁目10－５－604　藤和亀有コープⅡ
破産者　小松　裕和
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９５号
東京都港区赤坂９丁目１－７－515
破産者　猪瀬　秀之
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６号
東京都足立区千住仲町26－２－802
破産者　川中　幸作
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４９号
東京都世田谷区代沢２丁目40－18
破産者　増田　皓之
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０２１号
東京都豊島区西池袋２丁目32－19－101
破産者　戸島　健二
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０２３号
神奈川県横浜市緑区いぶき野26－６－106
破産者　遠藤　　覚
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０２５号
東京都板橋区上板橋１丁目15－15－507
破産者　兵頭　裕章
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０９号
埼玉県川口市柳崎３丁目17－13－306
破産者　金子一成こと　金　　一成
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１１号
東京都足立区扇１丁目35－15　ソワニエ・１303
破産者　小川　幸恵
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２３号
広島県広島市西区田方１丁目３－２－301
破産者　黒田　百恵
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２５号
東京都江戸川区東小岩１丁目13－２
破産者　元倉　信之
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２６号
東京都江戸川区東小岩１丁目13－２
破産者　元倉　美雪
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２９号
東京都荒川区南千住３丁目30－２
破産者　遠藤　啓子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１３１号
埼玉県朝霞市岡３丁目24－30－103
破産者　小林　尚子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４２号
東京都杉並区上井草４－３－22　上井草グルップボエンデ内、住民票上の住所東京都杉並区高井戸西３丁目15－15
破産者　行平　きく
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４６号
東京都江東区北砂３丁目５－22－801
破産者　菊池　規男
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部